

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 25 年 11 月 7 日(水)午前8時30分から午前9時57分

2. 開催場所 辰野町役場2階第6会議室

3. 出席委員(16人)

会長	1番	尾坂 壽夫
会長職務代理者	2番	赤羽 則子
委員	3番	三浦 淳
	4番	上島 貞章
	5番	中村 智子
	6番	足助 聰美
	7番	下田 節子
	8番	野澤 修一
	9番	根橋 英男
	10番	根橋 鉄雄
	11番	竹淵 光雄
	12番	宇治 昭三郎
	13番	有賀 勝英
	14番	宮原 光平
	15番	小澤 浩矩
	16番	栞澤 幸雄

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 農地法5条の規定による競売・公売農地の買受適格認定
について

議案第4号 地籍調査による地目認定について

報告事項 専決事項について

(1)10月許可決定の5条5件については、長野県農業会議
から10月15日付で許可相当の意見答申があったので、
許可指令書を交付した。

(2)農地法4条の規定による農地を農業用施設に供することの

届出

(3) 農地法第18条第6項の規定による通知書

(4) 農地の嵩上げ

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 飯澤誠
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 足助和実
書記	役場産業振興課農政係専門員 千田茜

7. 会議の概要

<尾坂会長>

皆さんおはようございます。今日は早朝より会議ご苦労様でございます。秋も深まりまして、寒さも一段と厳しくなってきました。皆様方には体調の管理を十分していただきたいと思います。ただ今も代理のほうからお話のあったとおり、心配しておりました大豆のほうの作業でございます、1日に大勢の人に出ていただきまして、もう豆もはぜてしまうというかたちでシートを敷きながら一度根を切って、まとめておいたところでございます、当初は明日の収穫予定でございましたが、昨日の夕方有賀部長さんのほうに電話がございまして急遽やってくれるというかたちでございました。4時過ぎでございましたが、約1時間足らずの中でもってできました。それは前もって刈ってあったからできたんじゃないかなとおもっております。また仕込みについては部長さんのほうからいろいろと話があると思いますのでお聞きしたいと思います。今年はなかなかきれいにできておりますので選別もいいんじゃないかなというようなかたちで見っていますが、機会のあるときに皆様方に見ていただきまして、選別するようなら早くしなきゃいけないし、多分今年はいいいんじゃないかなと思っておりますのでよろしくお願ひします。また本日は午後農業会議主催の長野県農業委員大会が長野でございまして、遅くとも10時ころここを出発したいと思いますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。簡単ではございますが、あいさつとします。どうぞよろしくお願ひします。

では座ってやらせていただきますが、3番の議事録の署名は、3番の三浦さん、4番の上島さん、よろしくお願ひいたします。

それでは4番の議事に入りたいと思います。議案第1号の、農地法の規定に基づく許可について、事務局より説明をよろしくお願ひします。

【議案第1号、3条の規定による許可について、1番朗読】

<足助事務局次長>

1 番、所有権の移転でございます。

大字伊那富…番地にお住まいの A さん所有の、大字伊那富字北湯舟…番地、地目は畑、面積 602 m²を、箕輪町大字中箕輪…番地にお住まいの B さんが取得するものです。今回の申請地の隣地は、先月の総会で審議し申請者が取得したところであります。この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は 1.2ha で下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、根橋鉄雄委員と宮原委員から意見書をいただいています。

<尾坂会長>

それでは宮原委員のほうから詳細について説明をお願いいたします。

<14番宮原委員>

はい、それでは発表させていただきます。10月の時点で上島委員と2名で立会いをいたしました。(図面により場所の説明)この B さんという方は C の前に農機具だとかそういうのを修理して店舗出しておるといって、以前は新町にお住まいだったそうですが、今は箕輪のほうに出まして農業やら、農業手広くやったりこういう営業をしたりという方だそうです。この図面の右側の道路のほうは先月転用されてもうすでに太陽光発電の工事が終わるかという段階のところなんです。いずれにしてもこの方は土地を集めているようです。以上です。

<尾坂会長>

はい、ありがとうございました。この件につきまして、ご意見ご質問等ございましたらよろしく願いいたします。(「なし」の声)はい、なしということでございますのでこの件につきまして許可することにいたします。ありがとうございました。次に第4条につきまして事務局説明をお願いいたします。

【議案第1号、4条の規定による許可申請について1～2番朗読】

<足助事務局次長>

それでは4条であります。

1番、大字伊那富…番地にお住まいのAさんが、自身の所有農地であります、大字伊那富…番地、地目は登記現況とも畑、面積277㎡と、大字伊那富…番地、地目は登記現況とも畑、面積246㎡に、住宅、車庫、蔵等を新築するための申請でございます。国道153号線の拡幅工事にともない、現住居等が道路にかかるため、西側の申請地2筆に移転新築するものです。既存宅地と宅地に転用する面積を合わせますと1036.59㎡となりますが、農家住宅であり、また1000㎡以内に収めるために農地を残してもわずかですので有効利用は望めないことから、やむをえないものと思われまます。申請地はJR飯田線羽場駅からおおむね500メートル以内の区域でありますので、農地法第4条第2項第1号口の(2)の第2種農地にあたりますが、位置的代替性がないことから許可はやむをえないと判断いたします。この件につきましては、尾坂会長、有賀委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

はい、それでは私のほうからご説明申し上げます。ただ今説明のありましたとおり、(図面により場所の説明)道路の改良工事に伴いまして、このうちが約4メートル近くかかってしまうということで、家を移転新築するために後ろにあります自分の土地を利用して建てたいということでもあります。周囲も全部宅地化されております。前面に県道がございまして道路もしっかりしております。それから境界につきましてはすでに国調は終わっております。上下水道も県道に入っております。雨水につきましては地下処理と聞いておりますので、この件につきましてはやむを得ないということでよろしくご審議をお願いしたいと思います。なにかご意見等ございましたらよろしく願います。「異議なし」の声は、改良工事に伴いますので皆さん方ご理解よろしく願います。ありがとうございました。これにつきまして許可することにいたします。どうもありがとうございました。次に第2番よろしく願います。

<足助事務局次長>

2番、大字伊那富…にお住まいのAさんが、自身の所有農地であります、大字伊那富…番地、地目は登記現況とも畑、面積59㎡と、大字伊那富…番地、地目は登記現況とも畑、面積28㎡に、自身の住宅を新築するための申請でございます。申請者は現在家族と、実家で両親とともに暮らしていますが、実家に隣接の申請者所有の宅地に住宅を新築したいところ、一部が所有農地にかかるため、その部分を分筆し、宅地と申請地をあわせたところに住宅を新築したいものです。宅地と転用する面積をあわせました総面積は233.34㎡でございます。申請地はいずれの農地区分にも該当しないため農地法第4条第2項第2号)の消極的2種農地にあたりますが、位置的代替性がないことから許可はやむをえないと判断いたします。この件につきましては、有賀委員、野澤委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

それでは有賀委員のほうから説明をお願いいたします。

<13番有賀委員>

それでは発表します。野澤委員と私と立ち会いまして、親の隣に新築するということです。ですので下水、道路等その他のことは問題ないだろうという風に判断いたしましたので、ご審議よろしくをお願いいたします。

<尾坂会長>

ただ今説明がございましたが何かご質問ご意見等ございましたらよろしくをお願いいたします。(「なし」の声)宅地との連動性がございます、異議なしということでございますので許可したいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。次に第5条よろしくをお願いいたします。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～4 番朗読】

<足助事務局次長>

それでは5条であります。

1番、使用貸借権の設定でございます。

大字伊那富 6074 にお住まいの A さんが所有いたします、
大字伊那富字松久保…、地目は登記現況とも畑、面積 210 m²と、
大字伊那富字山口…、地目は登記現況とも畑、面積 74 m²、
大字伊那富字山口…、地目は登記現況とも畑、面積 94 m²を、
同居の息子であります B さんが使用貸借し、太陽光発電施設を新設するための申請
でございます。借受人は太陽光発電による電力の売買によって光熱費の削減と収益
を得るために、申請地を使用貸借し太陽光発電施設を新設したい計画でございます。
申請地はいずれの農地区分にも該当しないため農地法第4条第2項第2号)の消極
的2種農地にあたりますが、農地以外の所有地も含め検討したところ他に適地がなく
位置的代替性がないことから許可はやむをえないと判断いたします。この件につきま
しては上島委員、宮原委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

この件につきまして上島委員ですかね、説明をお願いいたします。

<4番上島委員>

はい、4番上島が報告いたします。先月10月に行政書士様から申請依頼がありまして、申請内容等はただ今の事務局のほうの報告にあったとおりでございまして、17日に、宮原委員さん、竹淵委員さん、そして私と、土地所有者の立会で現地確認をしましたところ、設置場所の杭がきちんと打ってありまして、問題なく、また設置システムの高さも1メートル60センチという高さのため、周りへの日陰等の影響もなく、問題ないと判断し了解いたしました。審議のほどよろしくをお願いいたします。

<尾坂会長>

はい、どうもありがとうございました。太陽光の発電施設ということでございます。これからもこういうケースがたくさん出てくるかと思えます。これにつきましてのご意見ご質問等ございましたらよろしくをお願いいたします。(「なし」の声)いろいろこういう世の中になってきましたので、これもやむをえんかなと思えます。異議なしということで許可したいと思います。どうもありがとうございました。2番についてご説明をお願いいたします。

<足助事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。

大字伊那富…のAさんが所有いたします、

・大字伊那富字大原…、地目は畑、面積 562 m²と、

・大字伊那富字大原…、地目は畑、面積 582 m²、

大字伊那富…のBさんが所有いたします

・大字伊那富字大原…、地目は畑、面積 526 m²、

大字伊那富…のCさんが所有いたします

・大字伊那富字大原…、地目は畑、面積 488 m²、

大字伊那富…のDさんが所有いたします、

・大字伊那富字大原…、地目は畑、面積 915 m²、

中川村大草…のEさんが所有いたします、

・大字伊那富字大原…、地目は畑、面積 77 m²、

以上6筆を、塩尻市宗賀…の社会福祉法人Fが取得し、駐車場を新設するための申請でございます。譲受人は近隣市町村でグループホームやデイサービス等を営む

社会福祉法人で、今回の申請地隣接にはすでにグループホームがあり、また特別養護老人ホームも隣接に建設中です。このグループホームおよび老人福祉施設の駐車場が必要となることから、申請地を取得し、車 146 台分の駐車場を新設する計画でございます。申請地は上下水道が埋設された道路沿道でおおむね 500 メートル以内に 2 つ以上の公共公益的施設、沢上公民館と辰野南小学校がありますので、農地法第 5 条第 2 項第 1 号口の (1) の第 3 種農地あたり、原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、有賀委員、野澤委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

はい、それでは野澤委員の方からご説明をお願いいたします。

<8番野澤委員>

先日有賀委員と一緒に立会いを行いました。この土地につきましては、ただ今事務局から説明のありましたように社会福祉法人の建設する施設の駐車場として利用するものであります。道路も大きな道路ついておりますし、上下水道も完備、境界もはっきりしておりますし、周辺も宅地化しておりますので周辺農地への影響はないと思われまます。以上です。

<尾坂会長>

はい、どうもありがとうございました。何かご意見ご質問等ございましたら。「なし」の声)ちょっとお聞きしますがこれ、箕輪の境界線がここに入っていますけれど、これは箕輪町とはどうなるんですかね。箕輪の許可があるんですかね、事務局にお聞きしたいんですけど。(地図の町境界線がかかっているだけで、一筆ごとなので辰野町であることを足助事務局次長説明)一応その辺のことは確認してしっかりやっていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。問題ないと思ひますので許可したいと思ひますのでよろしくお願ひします。次3番につきましてご説明よろしくお願ひします。

<足助事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。

大字伊那富…番地にお住まいの A さんが所有いたします、大字伊那富字山腰…、地目は畑、面積 30 m²と、大字伊那富字山腰…、地目は畑、面積 202 m²を、大字伊那富…にお住まいの B さんが取得し駐車場を新設する計画でございます。譲受人は申請地の道を挟んだ向かい側に貸し工場を所有していますが駐車場がなく適地を求めていたところ工場の前である申請地について話がまとまったため、当該地を取得し

駐車場とする計画でございます。申請地は上下水道が埋設された道路沿道で概ね500メートル以内に2つ以上の公共公益的施設、辰野南小学校と羽北保育園がありますので農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては有賀委員、野澤委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

では野澤委員さんお願いします。

<8番野澤委員>

先日これは確認してありますが、(場所の説明)上下水道も完備されております。また、自分の家の近くでありまして駐車場にということで申請があったわけでありましてけれども、周辺の宅地化が進んでおりまして周辺農地への影響はないと思われまして。

<尾坂会長>

はいありがとうございました。林勝秋さんのうちのすぐ近くということでございますが、何かご質問等ございましたらよろしく申し上げます。(「異議なし」の声)異議なしということでございますので許可することといたします。ありがとうございました。次に4番お願いいたします。

<足助事務局次長>

4番、所有権の移転でございます。

伊那市高遠町西高遠…番地のAさんが所有いたします、大字伊那富字荻原…、地目は田、面積479㎡を、大字上島…にお住まいのBさんが取得し住宅を新築する計画でございます。譲受人は関東から故郷に戻り家族とともに実家に暮らしておりますが、手狭となったため申請地を取得し自己の住宅を新築したい計画でございます。申請地は概ね300メートル以内にJR飯田線羽場駅がありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。また、この件につきましては、農地転用許可後の事業計画変更申請もされております。当初の転用事業者は、諸事情により転用事業が施行できなくなったためこの度当該農地を売却することとなりました。この件につきましては、尾坂会長、有賀委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

では私のほうから説明いたします。10月18日に有賀委員と現地を立会いました。今事務局のほうで説明がありましたとおり、平成7年に住宅用地として農地法許可がございましたけれども、なかなか転用できなかつた、こういうかたちでございます。当初 Aさんは羽場に住んでおりましたけれども、いろいろ事情がございまして高遠へ行ってしまったと。それでこの土地が使わなくなりましたので、地元の辰野町の方に売りたいというかたちでもって事業計画変更申請をもちましてやりたいということでございます。この土地につきましてはもう左右前後きちっとすでにできております。道路もあり境界もしっかりしております。上下水道も前の道に入っておりますのでいいものと我々も思いましたのでよろしくご審議をお願いしたいと思います。ご意見等ありましたらよろしくお願いいいたします。「なし」の声はい、すでに一度許可が出ておりますのでよろしくお願いいいたします。では許可することにいたします。よろしくお願いいいたします。

<飯澤事務局長>

先ほどの2番 F、駐車場用地として転用する案件の境界の件でございます。調べましたところ箕輪の部分は入っておりません。この地図がですね、ちょっと間違っただけで、この2筆につきましては上に境界線が入りますので訂正をお願いしたいと思います。

<尾坂会長>

はい、ただいま説明ありましたとおりこの筆につきましては辰野町地籍というかたちでございまして訂正よろしくお願いいしたいと思います。それでは議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定についてお願いいいたします。

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<足助事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。

計1件、1筆、面積は1537㎡です。経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、ご報告いたします。

<尾坂会長>

ただいま説明がありましておめでとうございます。すべての用件が整っているということでございますのでこんなかたちで利用権の設定ということでございます。このように決

定したいと思います。次に議案第3号、農地法5条の規定による競売・公売農地の買受の確認認定についてご説明お願いいたします。

【農地法第5条の規定による競売・公売農地の買受適格認定について】

<足助事務局次長>

買受適格証明ですが、競売・公売される農地を買うには、農業委員会の発行する買受適格証明が必要となります。この証明を受けて競売公売に参加し落札できた場合に正式な3条申請または5条申請を提出するようになります。買受適格証明申請で審議していただくのは農地法第3条または第5条の許可要件と同じ内容であり、農地を取得しようとするものが、許可要件を満たしているかどうかということですのでもよろしくお願ひいたします。

農地法第5条第1項目的の買受適格者証明願でございます。

1番、大字樋口字矢沢原…番地、地目は畑、面積 356 m²を、大字樋口…番地の A さんが取得し、倉庫および駐車場を新設としたいという計画でございます。申請人は申請地の隣接に自宅があり、以前は申請地を借りて家庭菜園をしていましたが、所有者から返してほしいと言われ返したところ、その後何も連絡なく放置され荒れ放題となってしまうため、申請者が年3～4回の草刈を行ってきました。自宅が隣接ということで平成24年に諏訪税務署から、また今年9月には国税局から公売の話があり、自宅駐車場と倉庫用地も不足していたことから、当該農地を落札できた場合には、倉庫用地と車2台分の駐車場としたいという計画でございます。既存の宅地とあわせた面積は 679.24 m²で、500m²を超えますが、残地の有効利用は望めないことからやむを得ないと判断いたします。申請地は上下水道が埋設された道路沿道で概ね500メートル以内に2つ以上の公共公益的施設、荒神山公園と東部保育園がありますので農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であります。また申請者からの申請書類は事業計画、建物設計図、資金証明等すべて完備しておりました。この件につきましては、桑澤委員、下田委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

桑澤委員、説明を、現地の状況をお願いいたします。

<15番桑澤委員>

この件につきましては、事務局からあったとおりでございます。道路、境等問題ありませんのでご審議お願いいたします。

<尾坂会長>

はい、ただいまご説明ございました。この買受する人が適格かどうかということなんです。そのあと5条なり3条を出すわけなんです。はい、ただいま事務局の説明もあわせて、説明がありましたとおりでございますがこれにつきまして認定していいかどうかご審議をお願いします。

<8番野澤委員>

今回は5条ですよ。3条ということはない。これは5条。はい。

<尾坂会長>

何かご質問等ございましたら。適格認定でございます。(意見なし)意見ないようでございますので適格と認定したいと思いますのでよろしく願いいたします。次に議案第4号、地籍調査による地目認定について事務局説明お願いいたします。

【議案第4号、地籍調査における地目認定について】

<足助事務局次長>

この件につきましては、小野の地籍調査の結果ということで、そのうち登記地目が農地であるものについて、状況を確認していただきたいという要請であります。担当地区の農業委員さんには事前をお願いをしておりますが、記載されている内容かどうか確認していただき、次回の農業委員会で報告していただきたいと思っております。

<尾坂会長>

ただいま事務局より説明がございました。町長より農業委員会のほうに確認をしていただきたいということでもあります。これ地籍からいきますと小野地区ですね。すべて尾の地区ですね、場所は。またいろいろ大変かと思えますけれど、小野地区担当の農業委員さんまたよろしく願いいたします。細かいことにつきましてはまた事務局と相談しながら進めていっていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。何か質問等ございましたら。今まで田んぼだったのを原野とか雑種地にするということですね。地目が田んぼだったのが現地が畑だったら畑にするとか雑種地にするとか山林にするとかでいいんですね。原野なら原野、公衆道路、畑が宅地になったということですね。これによると。

<12番宇治委員>

地目が要するに山林だとかそういうものになっているのかを確認するということですよね。

<足助事務局次長>

地籍調査のときに所有者が立ち会って確認したと思うんですけどそのときに地目が畑になっていて現況をみると木が植わっていて山林になっていると。それで所有者から地籍調査のほうへ地目変更をしてもらいたいと申請があった、その一覧表です。農業委員会で現況を見て改めて確認して地籍調査のほうへ報告するという事です。

<尾坂会長>

しっかり確認していただきたいと思います。何かご質問等ございましたら。

<16番小澤委員>

小野なんですけれど、この前もちょっとお話したんですが、現状の地図がないと住所だけではわからないので今回は小野地区がということなんですけれど、地図も添付してもらわないと地主はわかってもこっちは何もわかんない。地図を添付していただきたい。

<尾坂会長>

ぜひとも、そうですね。地図を提供してその中で確認していただきたいと思います。

<12番宇治委員>

地図はもらってますけれどね。これでわかるかどうか一応やってみますわ。

<尾坂会長>

もしわからないところありましたら事務局と相談しながらお願いしたいと思います。この件についてはいいですか、何かまた質問等ございましたらよろしく願いいたします。それでは次に進みたいと思います。

<11番竹淵委員>

議案の提出者について、農業委員会会長なのか、農業委員会長なのか、統一を。

<尾坂会長>

統一をお願いいたします。次に報告事項に参りたいと思います。(1)の専決事項についてよろしくお願ひします。

報告事項

<足助事務局次長>

それでは報告事項ということで、専決事項ということでお願ひしたいと思ひます、10月許可決定の5条5件につきましては、長野県農業会議から10月15日付けで許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしてあります。

次に、農地法第4条の規定による農地を農業用施設に供することの届出ということで、自己の所有する農地に農業用倉庫等を立てる場合、200㎡未満は許可不要で届出だけでよいというものですが、1件、議案書のとおりでございます。また、農地法第18条第6項の規定による通知書ということで、貸借の合意解約でございますが、1件、議案書のとおりでございます。

最後に、農地のかさ上げ申請でございますが、1件、議案書のとおりでございます。いずれも添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。報告事項は以上でございます。

<尾坂会長>

はい、ただいま事務局より報告事項につきましてご説明がございました何かご質問ご意見等ございましたらよろしくお願ひします。ちょっとすみません嵩上げって何ですか。

<千田書記>

農地のまま、土を入れたりすることです。

<尾坂会長>

わかりました、農地に土を入れて目的は変わらないということです。何かご質問等ありましたらよろしくお願ひいたします。それでは以上をもちまして4番までの議事を終わらせていただきたいと思います。5番以降につきまして事務局より説明をお願ひいたします。

その他

○平成25年度農業功績者表彰・農業名人認定候補者の推薦について
12月総会までに推薦を

○農地の相談について

2 件(羽北農地、宮木農地)

○大豆収穫・味噌仕込みについて

(赤羽職務代理入院長期療養の報告)

大豆 11/3コンバイン、11/11米持参、11/13糶屋さんへ、11/23仕込み
持ち物確認

○次回委員会開催日 12月5日(木)午後1時30分から 第6会議室

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証
するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印